

令和3年2月1日以降
積算基準日の工事から適用
通達資料

工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について
(平成30年10月12日付け事調第676号農政部農村振興局事業調整課長通知)の一部改正

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>(2) 補正方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労務費 = 労務費 <u> </u> × 週休2日補正係数 ○機械経費（賃料） = 機械経費（賃料） <u> </u> × 週休2日補正係数 ○共通仮設費（率分） = 対象金額 × ((共通仮設費率 × 施工地域を考慮した補正係数 + 各種補正率加算(共通仮設)^{*10}) × 週休2日補正係数) ○現場管理費（率分） = 対象金額 × ((現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数 + 各種補正率加算(現場管理)^{*11}) × 週休2日補正係数) <p>※10：各種補正率加算(共通仮設)とは、「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行」のうち、経費加算率算出式により算出した加算率及び「面工事の積算方法等に関する試行」に示す補正係数</p> <p>※11：各種補正率加算(現場管理)とは、施工時期・工事期間等による補正率及び「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行」のうち、経費加算率算出式により算出した加算率</p> <p>また、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行」を設計変更にて対応する場合は、前述の補正率に含めるものとする。</p> <p>7 試行工事実施フローについて 【省略】</p> <p>8 入札公告及び入札説明書並びに特記仕様書への記載について 【省略】</p>	<p>(2) 補正方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労務費 = 労務費 合計 × 週休2日補正係数 ○機械経費（賃料） = 機械経費（賃料） 合計 × 週休2日補正係数 ○共通仮設費（率分） = 対象金額 × <u> </u> 共通仮設費率 × 施工地域を考慮した補正係数 <u> </u> × 週休2日補正係数 <u> </u> ○現場管理費（率分） = 対象金額 × <u> </u> 現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数 <u> </u> 週休2日補正係数 <u> </u> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>7 試行工事実施フローについて 【省略】</p> <p>8 入札公告及び入札説明書並びに特記仕様書への記載について 【省略】</p>	<p>字句の改正・追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>別紙 1</p> <p>【入札公告記載例】</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(6) 「<u>工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行</u>」の対象工事 <u>この工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として労務費、機械経費（賃料）間接工事費に 4 週 8 休以上の補正係数を乗じて予定価格を算出する試行対象工事である。</u> <u>なお、現場閉所率が 4 週 8 休に満たない場合は、現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正を行う。</u></p> <p>【入札説明書記載例】</p> <p>2 入札に付する事項</p> <p>(6) 「<u>工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行</u>」の対象工事 <u>この工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として労務費、機械経費（賃料）間接工事費に 4 週 8 休以上の補正係数を乗じて予定価格を算出する試行対象工事である。</u> <u>なお、現場閉所率が 4 週 8 休に満たない場合は、現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正を行う。</u></p> <p>《総合評価落札方式による落札者を決定する場合》 「総合評価の方法」に以下を記載する。 総合評価落札方式においては、週休 2 日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加点評価の対象としないものとする。</p> <p>【特記仕様書記載例】</p> <p><u>○本工事は当初積算において「4 週 8 休以上」の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。</u> <u>また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。</u> <u>なお、4 週 6 休に満たない場合又は受注者が工事着手前に週休 2 日の取り組みを希望しない場合については、適宜当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</u></p>	<p>別紙 1</p> <p>【入札公告記載例】</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(6) <u>週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事</u> <u>この工事は、「週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事」である。</u></p> <p>【入札説明書記載例】</p> <p>2 入札に付する事項</p> <p>(6) <u>週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事</u> <u>この工事は、「週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事」である。</u></p> <p>《総合評価落札方式による落札者を決定する場合》 「総合評価の方法」に以下を記載する。 総合評価落札方式においては、週休 2 日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加点評価の対象としないものとする。</p> <p>【特記仕様書記載例】</p> <p><u>○週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行についての特記仕様書</u></p> <p>1 <u>週休 2 日による施工</u></p> <p>(1) <u>本工事は、「週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事」である。</u></p> <p>(2) <u>「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいう。</u> <u>なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</u></p> <p>ア <u>対象期間とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。</u> <u>なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として 土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間</u></p>	<p>表・字句の改正</p> <p>表・字句の改正</p> <p>表・字句の改正・削除 ※一部共通仕様書へ移行</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
	<p><u>(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。</u></p> <p><u>イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視等、現場管理上必要な作業は含まない。</u></p> <p><u>ウ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。</u></p> <p><u>ア 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、工事着手前に週休2日の実施計画書を作成し工事監督員へ提出すること。</u></p> <p><u>イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に工事監督員へ報告(工事旬報等による)すること。</u></p> <p><u>ウ 受注者は、週休2日の実施状況について、工事監督員が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は、協力するものとする。</u></p> <p><u>(4) 週休2日を実施した工事は、現場閉所状況に応じた補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、間接工事費を補正し設計変更を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、市場単価等については、労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。</u></p> <p><u>ア 現場の閉所状況</u></p> <p><u>① 4週8休以上</u> <u>現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合</u></p> <p><u>② 4週7休以上4週8休未満</u> <u>現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合</u></p> <p><u>③ 4週6休以上4週7休未満</u> <u>現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合</u></p> <p><u>イ 補正の方法</u></p> <p><u>発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、各経費を補正し請負代金を変更する。</u></p> <p><u>なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手時に受注者が週休2日の取り組みを希望しないものについては、変更の対象としない。</u></p> <p><u>(5) 週休2日工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</u></p>	

改 正	現 行	備 考												
<p>別紙 2 週休 2 日を実施した工事における対象期間中の現場閉所状況に応じた、それぞれの経費の補正に関する試行実施フロー</p> <table border="1" data-bbox="172 415 1231 674"> <tr> <td>試行工事 発注時</td> </tr> <tr> <td>・週休 2 日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事であり、<u>当初積算において 4 週 8 休以上の補正係数を乗じている</u>旨を記載する。 <p style="text-align: right;">(別紙 1 参照)</p></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="172 722 1231 1178"> <tr> <td>試行工事契約締結後の施工計画書提出時</td> </tr> <tr> <td>・受注者が<u>週休 2 日による施工を希望する場合は</u>、実施計画書（別記様式 1）を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。 ・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。 ・<u>受注者が週休 2 日による施工を希望しない場合は、施工協議簿にて工事監督員へ報告する。</u> <p style="text-align: right;">(別紙 3 および別記様式 1 参照)</p></td> </tr> </table> <p>※受注者が週休 2 日による施工を希望しない場合は<u>減額変更を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="172 1276 1231 1927"> <tr> <td>試行工事 実施（施工）中</td> </tr> <tr> <td>・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事旬報等の提示により確認を行う。 ・受注者は、週休 2 日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要が生じた場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 ・工事監督員は、<u>対象期間中の現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所率が 4 週 8 休に満たない場合は、それぞれの現場閉所率に応じた補正係数を用いて、請負代金額を減額変更する。</u> <u>なお、4 週 6 休に満たない場合又は受注者が工事着手前に週休 2 日の取組を希望しない場合については、適宜、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</u> ⇒工事の完成日の 20 日前までに、「<u>現場閉所率</u>」が確認できる場合は、その確認日以降であれば、設計変更を行って差し支えない。 ⇒</td> </tr> </table>	試行工事 発注時	・週休 2 日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事であり、 <u>当初積算において 4 週 8 休以上の補正係数を乗じている</u> 旨を記載する。 <p style="text-align: right;">(別紙 1 参照)</p>	試行工事契約締結後の施工計画書提出時	・受注者が <u>週休 2 日による施工を希望する場合は</u> 、実施計画書（別記様式 1）を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。 ・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。 ・ <u>受注者が週休 2 日による施工を希望しない場合は、施工協議簿にて工事監督員へ報告する。</u> <p style="text-align: right;">(別紙 3 および別記様式 1 参照)</p>	試行工事 実施（施工）中	・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事旬報等の提示により確認を行う。 ・受注者は、週休 2 日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要が生じた場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 ・工事監督員は、 <u>対象期間中の現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所率が 4 週 8 休に満たない場合は、それぞれの現場閉所率に応じた補正係数を用いて、請負代金額を減額変更する。</u> <u>なお、4 週 6 休に満たない場合又は受注者が工事着手前に週休 2 日の取組を希望しない場合については、適宜、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</u> ⇒工事の完成日の 20 日前までに、「 <u>現場閉所率</u> 」が確認できる場合は、その確認日以降であれば、設計変更を行って差し支えない。 ⇒	<p>別紙 2 週休 2 日を実施した工事における対象期間中の現場閉所状況に応じた、それぞれの経費の補正に関する試行実施フロー</p> <table border="1" data-bbox="1427 415 2487 674"> <tr> <td>試行工事 発注時</td> </tr> <tr> <td>・週休 2 日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する。 <p style="text-align: right;">(別紙 1 参照)</p></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="1427 722 2487 1178"> <tr> <td>試行工事契約締結後の施工計画書提出時 <u>(受注者が週休 2 日による施工を希望する場合は)</u></td> </tr> <tr> <td>・受注者は<u>週休 2 日の実</u>実施計画書（別記様式 1）を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。 ・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。 <p style="text-align: right;">(別紙 3 および別記様式 1 参照)</p></td> </tr> </table> <p>※受注者が週休 2 日による施工を希望しない場合は<u>通常工事となる。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="1427 1276 2487 1927"> <tr> <td>試行工事 実施（施工）中</td> </tr> <tr> <td>・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事旬報等の提示により確認を行う。 ・受注者は、週休 2 日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要が生じた場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 ・工事監督員は、「<u>工期内における週休 2 日の履行（以下「履行」）</u>」が確認できた時点で、設計変更により労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正を行う。ただし、<u>工事期間中に、「履行」が確認できなければならない。</u> ⇒工事の完成日の 20 日前までに、「<u>履行</u>」が確認できる場合は、その確認日以降であれば、設計変更を行って差し支えない。 ⇒<u>「履行」することができないこととなった場合にあっては、特に手続きを要しないが、</u></td> </tr> </table>	試行工事 発注時	・週休 2 日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する。 <p style="text-align: right;">(別紙 1 参照)</p>	試行工事契約締結後の施工計画書提出時 <u>(受注者が週休 2 日による施工を希望する場合は)</u>	・受注者は <u>週休 2 日の実</u> 実施計画書（別記様式 1）を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。 ・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。 <p style="text-align: right;">(別紙 3 および別記様式 1 参照)</p>	試行工事 実施（施工）中	・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事旬報等の提示により確認を行う。 ・受注者は、週休 2 日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要が生じた場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 ・工事監督員は、「 <u>工期内における週休 2 日の履行（以下「履行」）</u> 」が確認できた時点で、設計変更により労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正を行う。ただし、 <u>工事期間中に、「履行」が確認できなければならない。</u> ⇒工事の完成日の 20 日前までに、「 <u>履行</u> 」が確認できる場合は、その確認日以降であれば、設計変更を行って差し支えない。 ⇒ <u>「履行」することができないこととなった場合にあっては、特に手続きを要しないが、</u>	<p>表・字句の改正</p> <p>表・字句の改正 追加、削除</p> <p>字句の改正</p> <p>表・字句の改正 追加、削除</p>
試行工事 発注時														
・週休 2 日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事であり、 <u>当初積算において 4 週 8 休以上の補正係数を乗じている</u> 旨を記載する。 <p style="text-align: right;">(別紙 1 参照)</p>														
試行工事契約締結後の施工計画書提出時														
・受注者が <u>週休 2 日による施工を希望する場合は</u> 、実施計画書（別記様式 1）を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。 ・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。 ・ <u>受注者が週休 2 日による施工を希望しない場合は、施工協議簿にて工事監督員へ報告する。</u> <p style="text-align: right;">(別紙 3 および別記様式 1 参照)</p>														
試行工事 実施（施工）中														
・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事旬報等の提示により確認を行う。 ・受注者は、週休 2 日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要が生じた場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 ・工事監督員は、 <u>対象期間中の現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所率が 4 週 8 休に満たない場合は、それぞれの現場閉所率に応じた補正係数を用いて、請負代金額を減額変更する。</u> <u>なお、4 週 6 休に満たない場合又は受注者が工事着手前に週休 2 日の取組を希望しない場合については、適宜、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</u> ⇒工事の完成日の 20 日前までに、「 <u>現場閉所率</u> 」が確認できる場合は、その確認日以降であれば、設計変更を行って差し支えない。 ⇒														
試行工事 発注時														
・週休 2 日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する。 <p style="text-align: right;">(別紙 1 参照)</p>														
試行工事契約締結後の施工計画書提出時 <u>(受注者が週休 2 日による施工を希望する場合は)</u>														
・受注者は <u>週休 2 日の実</u> 実施計画書（別記様式 1）を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。 ・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。 <p style="text-align: right;">(別紙 3 および別記様式 1 参照)</p>														
試行工事 実施（施工）中														
・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事旬報等の提示により確認を行う。 ・受注者は、週休 2 日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要が生じた場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 ・工事監督員は、「 <u>工期内における週休 2 日の履行（以下「履行」）</u> 」が確認できた時点で、設計変更により労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正を行う。ただし、 <u>工事期間中に、「履行」が確認できなければならない。</u> ⇒工事の完成日の 20 日前までに、「 <u>履行</u> 」が確認できる場合は、その確認日以降であれば、設計変更を行って差し支えない。 ⇒ <u>「履行」することができないこととなった場合にあっては、特に手続きを要しないが、</u>														

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>⇒受注者は、工事の完成日の20日前までに、「<u>現場閉所率</u>」が確認できない場合に<u>あっても</u>、「別記様式1」等の実施予定状況が確認できる書類を提出し、工事監督員による休日取得計画の妥当性の確認を受けるものとし、「<u>現場閉所率</u>」が4週8休に満たない場合は、「<u>現場閉所率</u>」に応じた補正係数を用いて減額変更を行うものとする。</p> <p>(<u>受注者は「現場閉所率</u>」確認のための提示資料をとりまとめ、工事監督員による作業実態の確認に応じること。)</p>	<p><u>必要に応じ工事監督員と協議するものとする。</u></p> <p>⇒受注者は、工事の完成日の20日前までに、「<u>履行</u>」が確認できず、<u>その後の現場閉所により「履行」確認ができる場合は</u>、「別記様式1」等の実施予定状況が確認できる書類を提出し、工事監督員による休日取得計画の妥当性の確認を受けるものとし、「<u>履行</u>」が確認できる場合は、<u>設計変更</u>を行うものとする。</p> <p>(<u>ただし、受注者は「履行</u>」確認のための提示資料をとりまとめ、工事監督員による作業実態の確認に応じること。)</p>	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																						
別表 1	別表 1																																																																							
○土地改良事業等請負工事の価格積算要領	○土地改良事業等請負工事の価格積算要領																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="121 287 468 329">工種区分</th> <th data-bbox="477 287 1338 329">工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="121 336 468 436">ほ 場 整 備 工 事</td> <td data-bbox="477 336 1338 436">農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 443 468 506">農 用 地 造 成 工 事</td> <td data-bbox="477 443 1338 506">農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破碎、透水渠、耕起砕土、土壌改良、反転客土、石礫除去工事等】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 512 468 554">_____</td> <td data-bbox="477 512 1338 554">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 560 468 674">舗 装 工 事</td> <td data-bbox="477 560 1338 674">舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事。 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 680 468 764">道 路 改 良 工 事</td> <td data-bbox="477 680 1338 764">道路改良工事にあつて、次に掲げる工事。 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 770 468 854">水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td data-bbox="477 770 1338 854">新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 861 468 974">水 路 工 事</td> <td data-bbox="477 861 1338 974">用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート 2 次製品使用のフルーム水路工事】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 980 468 1157">_____ 排 水 路 工 事</td> <td data-bbox="477 980 1338 1157">_____排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・_____用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 【柵渠、連節ブロック及び積ブロックの水路工事】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1163 468 1297">河 川 工 事</td> <td data-bbox="477 1163 1338 1297">河川工事にあつて、次に掲げる工事。 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事。 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1304 468 1388">管 水 路 工 事</td> <td data-bbox="477 1304 1338 1388">既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1394 468 1478">畑 かん 施 設 工 事</td> <td data-bbox="477 1394 1338 1478">樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1484 468 1547">干 拓 工 事</td> <td data-bbox="477 1484 1338 1547">ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1554 468 1772">海 岸 工 事</td> <td data-bbox="477 1554 1338 1772">海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1778 468 1892">コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事</td> <td data-bbox="477 1778 1338 1892">コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1898 468 1944">そ の 他 土 木 工 事 （ 1 ）</td> <td data-bbox="477 1898 1338 1944">コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破碎、透水渠、耕起砕土、土壌改良、反転客土、石礫除去工事等】	_____	_____	舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事。 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事。	道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事。 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事。	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート 2 次製品使用のフルーム水路工事】	_____ 排 水 路 工 事	_____排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・_____用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 【柵渠、連節ブロック及び積ブロックの水路工事】	河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事。 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事。 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。	畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）	海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。	そ の 他 土 木 工 事 （ 1 ）	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1386 287 1733 329">工種区分</th> <th data-bbox="1742 287 2602 329">工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1386 336 1733 436">ほ 場 整 備 工 事</td> <td data-bbox="1742 336 2602 436">農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 443 1733 506">農 用 地 造 成 工 事</td> <td data-bbox="1742 443 2602 506">農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破碎、透水渠、耕起砕土、土壌改良、反転客土、石礫除去工事等】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 512 1733 554">農 道 工 事</td> <td data-bbox="1742 512 2602 554">道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 560 1733 602">_____</td> <td data-bbox="1742 560 2602 602">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 609 1733 651">_____</td> <td data-bbox="1742 609 2602 651">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 657 1733 699">_____</td> <td data-bbox="1742 657 2602 699">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 705 1733 747">_____</td> <td data-bbox="1742 705 2602 747">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 753 1733 795">_____</td> <td data-bbox="1742 753 2602 795">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 802 1733 844">水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td data-bbox="1742 802 2602 844">新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 850 1733 984">水 路 工 事</td> <td data-bbox="1742 850 2602 984">用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート 2 次製品使用のフルーム水路工事】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 991 1733 1167">河 川 及 び 排 水 路 工 事</td> <td data-bbox="1742 991 2602 1167">普通河川の改修及びこれに準ずる排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。 【柵渠、連結ブロック及び積ブロックの水路工事】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1173 1733 1308">_____</td> <td data-bbox="1742 1173 2602 1308">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1314 1733 1398">管 水 路 工 事</td> <td data-bbox="1742 1314 2602 1398">既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1404 1733 1488">畑 かん 施 設 工 事</td> <td data-bbox="1742 1404 2602 1488">樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1495 1733 1558">干 拓 工 事</td> <td data-bbox="1742 1495 2602 1558">ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1564 1733 1782">海 岸 工 事</td> <td data-bbox="1742 1564 2602 1782">海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1789 1733 1902">コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事</td> <td data-bbox="1742 1789 2602 1902">コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1908 1733 1950">そ の 他 土 木 工 事 （ 1 ）</td> <td data-bbox="1742 1908 2602 1950">コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破碎、透水渠、耕起砕土、土壌改良、反転客土、石礫除去工事等】	農 道 工 事	道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート 2 次製品使用のフルーム水路工事】	河 川 及 び 排 水 路 工 事	普通河川の改修及びこれに準ずる排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。 【柵渠、連結ブロック及び積ブロックの水路工事】	_____	_____	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。	畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）	海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。	そ の 他 土 木 工 事 （ 1 ）	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上	<p>表・字句の改正 追加、削除</p>
工種区分	工種内容																																																																							
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】																																																																							
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破碎、透水渠、耕起砕土、土壌改良、反転客土、石礫除去工事等】																																																																							
_____	_____																																																																							
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事。 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事。																																																																							
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事。 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事。																																																																							
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																																																																							
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート 2 次製品使用のフルーム水路工事】																																																																							
_____ 排 水 路 工 事	_____排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・_____用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 【柵渠、連節ブロック及び積ブロックの水路工事】																																																																							
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事。 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事。 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																																																																							
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。																																																																							
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】																																																																							
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）																																																																							
海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																																																							
コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。																																																																							
そ の 他 土 木 工 事 （ 1 ）	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上																																																																							
工種区分	工種内容																																																																							
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】																																																																							
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破碎、透水渠、耕起砕土、土壌改良、反転客土、石礫除去工事等】																																																																							
農 道 工 事	道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）																																																																							
_____	_____																																																																							
_____	_____																																																																							
_____	_____																																																																							
_____	_____																																																																							
_____	_____																																																																							
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																																																																							
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート 2 次製品使用のフルーム水路工事】																																																																							
河 川 及 び 排 水 路 工 事	普通河川の改修及びこれに準ずる排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。 【柵渠、連結ブロック及び積ブロックの水路工事】																																																																							
_____	_____																																																																							
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。																																																																							
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】																																																																							
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）																																																																							
海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																																																							
コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。																																																																							
そ の 他 土 木 工 事 （ 1 ）	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上																																																																							

新 旧 対 照 表

改 正		現 行		備 考
	部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事		部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事	字句の改正
そ の 他 土 木 工 事 (2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池	そ の 他 土 木 工 事 (2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池	
フ ィ ル ダ ム 工 事	フィルタイプで本体を主体とする工事	フ ィ ル ダ ム 工 事	フィルタイプで本体を主体とする工事	
<p style="text-align: right;">【 】は、適用工種</p> <p>○鋼橋製作架設工事価格積算要領を適用する鋼橋製作架設工事 ○施設機械設備等価格積算要領を適用する施設機械設備製作据付工事、電気通信設備製作据付工事 ○環境整備工事等価格積算要領</p> <hr style="width: 10%; margin-left: 0;"/>		<p style="text-align: right;">【 】は、適用工種</p> <p>○鋼橋製作架設工事価格積算要領を適用する鋼橋製作架設工事 ○施設機械設備等価格積算要領を適用する施設機械設備製作据付工事、電気通信設備製作据付工事 ○環境整備工事等価格積算要領 <u>○畜産施設工事等価格積算要領</u></p>		